

新任職員人権研修

虐待防止・意思決定支援・ぶれない自分づくり

社会福祉法人 宝安寺社会事業部

上田 理

令和8年10月8日

本日の内容

- 虐待防止について
- 意思決定支援について
- グループワーク・発表
- 支援者としての軸づくりについて

虐待防止について

障害者虐待防止法の成立

- 2011年6月17日成立、2012年10月1日施行
- 法律が目指したもの
 - ① 障害者への虐待禁止
 - ② 予防・早期発見・救済の制度化
 - ③ 養護者（家族）支援の明確化
- 「尊厳の侵害は許されない」という社会の意思表示

なぜこの法律が必要だったのか

- 1990年代後半、全国で深刻な虐待事件が連続
 - ・サン・グループ事件
 - ・水戸アカス事件
 - ・白河育成園事件
 - ・カリタスの家事件
- 措置から契約への制度転換
- 「障害者本人が契約主体」という視点が社会に根づき始めた時期
- 世界的な権利擁護の潮流が日本にも波及

虐待防止法がもたらした転換点

- 虐待は許されないと法律で明記
- 全ての国民に通報義務
- 全市町村に虐待防止センター設置
- 調査・救済が制度化
- 親による虐待も例外ではない
 - ・障害の重さに関係なく、本人は独立した人格
- 養護者支援の必要性障害
 - ・病気・貧困・孤立など、養護者側の困難

虐待防止法の基本事項

- 通報義務（すべての国民）
- 施設職員の通報義務は「職務上の責務」
- 通報先：市町村の虐待防止センター
- 通報は「疑い」でよい
- 通報者の保護（不利益取り扱い禁止）
- 早期発見のための内部体制
 - ・虐待防止委員会
 - ・虐待防止担当者
 - ・職員研修の義務化

虐待の類型

- ① 身体的虐待
 - ② 性的虐待
 - ③ 心理的虐待
 - ④ 放棄・放置（ネグレクト）
 - ⑤ 経済的虐待
-
- 「不適切な支援」と「虐待の芽」
 - ・ 境界領域の理解
 - ・ グレーゾーンの放置が虐待に発展する

令和6年度 神奈川県内の施設職員による虐待件数 (障害種別)

障害種別	施設従事者による 虐待件数
身体障害	21件
知的障害	97件
精神障害	25件
その他	38件
合計	181件

令和6年度 神奈川県内の施設職員による虐待件数 (虐待類型別内訳)

虐待類型	施設従事者による 虐待件数
身体的虐待	53件
性的虐待	12件
心理的虐待	67件
放棄・放置 (ネグレクト)	10件
経済的虐待	3件
合計	145件

心理的虐待

●威嚇的な発言、態度

【具体的な例】

- 怒鳴る、罵る。
- 「ここ（施設等）にいられなくなるよ」「追い出す」などと言
い脅す。
- 「給料もらえないですよ」「好きなもの買えなくなりますよ」
などと威圧的な態度を取る。 など

心理的虐待

●侮辱的な発言、態度

【具体的な例】

- 排泄の失敗や食べこぼしなどを嘲笑する。
- 日常的にからかったり、「バカ」「あほ」「死ね」など侮蔑的なことを言う。
- 排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。
- 子ども扱いするような呼称で呼ぶ。
- 本人の意思に反して呼び捨て、あだ名などで呼ぶ。など

心理的虐待

- 障害者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言、態度

【具体的な例】

- 無視する。
- 「意味もなく呼ばないで」「どうしてこんなことができないの」などと言う。
- 他の利用者に障害者や家族の悪口等を言いふらす。
- 話しかけ等を無視する。
- 障害者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。
- したくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。 など

心理的虐待

●障害者の意欲や自立心を低下させる行為

【具体的な例】

- トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。
- 自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする、職員が提供しやすいように食事を混ぜる。
- 自分で服薬ができるのに、食事に薬を混ぜて提供する。 など

心理的虐待

●交換条件の提示

【具体的な例】

- 「これができたら外出させてあげる」「買いたいならこれをしてからにきなさい」などの交換条件を提示する。

心理的虐待

●心理的に障害者を不当に孤立させる行為

【具体的な例】

- 本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。
- 理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。
- 面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。
- その利用者以外の利用者だけを集めて物事を決める、行事を行う。
など

心理的虐待

●その他著しい心理的外傷を与える言動

【具体的な例】

- 車いすでの移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。
- 自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。
- 利用者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。
- 利用者の前で本人の物を投げたり蹴ったりする。
- 本人の意思に反した異性介助を繰り返す。
- 浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 など

職員による虐待が起こる背景

- 行動障害（自傷・他害・パニック）への戸惑い
- 不安全感・ストレスの蓄積
- 暗黙のルール・同調圧力
- 「力で押さえつける」文化の残存
- 声を上げられない職場風土
- 強調虐待は「悪い人」が起こすのではない
- 構造が整っていなければ、誰でも起こし得る

まとめ

- 法律ができてても虐待はなくなっていない
- 今も福祉現場で深刻な虐待が起きている
- 虐待は「特別な人」が起こすものではない
- 構造が整っていなければ、誰でも起こす
- 虐待は身近に起こり得る
- 私たちは常に振り返り、注意し、意識し続けなければならない
- 「気づける職員」「声を上げられる職場」を作ることが最低条件

意思決定支援について

プラス

積極的権利擁護

本人主体
その人らしい生活
自己選択
自己決定

0
(ゼロ)

消極的権利擁護

虐待防止
権利侵害
差別解消
合理的配慮

マイナス

知的障害者の置かれてきた状況・歴史

- 戦後～70年代：保護・収容の時代
- 80～90年代：ノーマライゼーションの登場
- 2000年代：法制度の整備（権利保障への転換）
- 2010年代：意思決定支援の制度化（国ガイドライン）
- 現代：意思決定支援は支援者の専門性の中心へ

意思決定支援の法的根拠

- 障害者権利条約とは、2006年に国連で採択された国際条約。日本は2014年に批准。スローガンはNothing about us without us
- 第12条：法的能力の平等（権利はある、行使には支援が必要）
- 第19条：地域生活の権利（どこで誰と暮らすかは本人が選ぶ）
- 国内法整備（障害者基本法・障害者総合支援法・障害者差別解消法）

津久井やまゆり園事件からの意思決定支援

- 本人の意思を確認せずに決めてよいのか
- 一人ひとりの意思を丁寧に探る取り組み
- 本人中心の障害福祉への転換
 - ・ともに生きる社会かながわ憲章
 - ・当事者目線の障害福祉推進条例

神奈川県版意思決定支援ガイドラインの策定

- やまゆり園での実践から見えてきた課題
- 国ガイドラインを補完する形で県版を策定
- 神奈川県版ガイドライン 7つのポイント
 1. 本人中心
 2. 本人理解
 3. 安心できる環境
 4. チームで検討
 5. 第三者性
 6. 社会関係の拡大
 7. 施設全体で取り組む

意思決定支援とは？（国ガイドライン）

- 本人の意思を徹底的にくみ取る
- 推定は最後の手段。最善の利益は例外
- 本人中心のケアマネジメントそのもの
- 利用者・支援者のエンパワメントが生まれる

意思決定支援のプロセス（3段階）

- 意思形成支援

表情・行動・生活史から意思の芽を見つける

- 意思表明支援

絵カード・写真・実物・双方向コミュニケーション

- 意思実現支援

小さな希望の実現 → 社会的活動の拡大

小さな意思決定 → 大きな意思決定 (往還する)

- 日常生活の小さな選択が「選ぶ力」を育てる
- 小さな意思決定の積み重ねが大きな意思決定につながる
- 大きな意思決定の後も、また日常の意思決定に戻る
- 日常と社会生活は行ったり来たりする

ストレングス視点（強みを見つける専門性）

- 困りごとの裏には必ず理由がある
- 短所は長所であり強み
- リフレーミングの例
 - ・ こだわり → 安定を生む力
 - ・ マイペース → 自分のペースを守る力
 - ・ 反応がゆっくり → 丁寧に世界を受け取る力

意思是、子どもの頃から育つ

- 日常の小さな選択が、未来の“自分らしい選択”につながる
- 周囲の大人の「あなたの思いを聞きたい」という姿勢が土台になる
- 親権の時期を経て、18歳から始まる“本人の人生”を支える準備
- 子どもの意思決定支援は、成人期の意思決定支援の出発点

まとめ

- 奪われてきた主導権を本人に戻す支援
- 小さな意思決定の積み重ねが人生を変える
- 支援者は本人の人生の伴走者

ぶれない自分づくり

— 支援の迷いを減らし、前に進むための基本姿勢 —

ぶれない自分づくりが大切な理由

- ぶれないとは、かたくなになることではない
- 感情のぶれを作ると悩みにつながる
- 自分に芯を作ること、より自分らしい働き方や利用者を中心とした支援に活かせる土台となる

ぶれた後に起きやすいこと

- 他人の意見に翻弄されて、自分を見失う
- 自分の中の考えを否定することになる
- あとで自分に対してがっかりする
- 相手に合わせて、支援がうまくいかなくなる
- 仕事が面白くなくなる
- 何のために働いているのかわからなくなる

チームは一人ひとりが作るもの

- 支援はチームでする
- 利用者へのよりよい支援に結び付ける
- それぞれが、チームを作るひとりになる
- 不具合が大きくなならないうちに改善できる
- 変化は変化をつくりだす

1. 人は人間関係に悩む

- 悩みのほとんどは人間関係から
- 離職の多くの理由が人間関係
- 人間関係の悩みはないものではなく、あるもの
- あると理解していれば、対処できる
- 他者に巻き込まれない関わり方に工夫しよう

2. 理想の職場を期待する？

- 理想の上司・先輩・同僚・部下は、いるのか？
- 別な法人には、いるのか？
- いないと思えば、対処ができる
- どんな職員集団でも活かせる自分になる

3. 職場での人間関係の課題

- スキルが上がっても、職員関係がもとで
- うまくいかななくなることがある
- だから、事業所のメンタルケアは、大事
- それよりも、セルフマネジメントが大事！

4. 信頼関係というワナ

- 信頼関係がないから、うまくいかない？
- 最初から信頼関係なんかできない
- どちらも最初は信頼をしていない
- 信頼関係がなくてもやると決める
- 信頼は、あとからついてくる

5. 相手の言葉の意味を知ろう

- 違う意見を言われるのは、相手から嫌われているから？
- 違いがあることは、あたりまえ
- 向かう方向（目標）は同じ
- 向かう道に違いがある



6. 多数決は正しいのか？

- 他者の意見に従っている？
- 多数決が正しい訳ではない
- 自分の意見が自分だけだとしても、絶対に自分の意見を言うこと
- それは、利用者のため

7. 自信の作り方

- 自分が認められた時に、自分の力を確認する
- それを信じた時に自信になる！
- 謙遜がよいとは限らない
- 成長したらやる？いつ成長する？
- 今の力でやればよい

8. 見切り発車でGO！

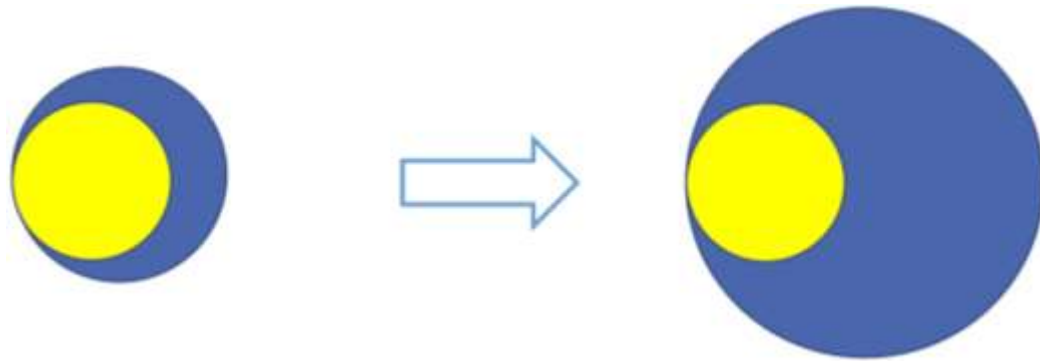
- 結果はだめかな？だからやらないという思考？
- 今できることだけをできる範囲でやる
- とりあえずやってみる
- やってだめじゃなかったから、それでよし
- だめだったら、違うやり方のスタート！

9. 受け入れの良さ

- 壁を作る？拒否をする？まず受入れよう！
- 受け入れてみなければわからない
- 受け入れてからやめても良いではないか
- みんなと同じにやればよいわけでもない
- 臨機応変という言葉を実践しよう

10. 比べるなら過去の自分と

- 他人と比較しても、意味をなさない
- 過去の自分より、今の自分は成長している
- でも、成長していないように見えることもある
- それは、ステージが変わった時



1 1. 自分の強みと相手の強み

- 人は強みと弱さを持っている
- 強みを知り、組織に活かす！
- 弱い部分には、相手の強みを使う
- できることとできないことで社会は成り立っている
- それぞれができることをしてチームを作っていこう

12. 得たい結果を自分に質問する

- だめだよな？ だめになる
- 無理だよな？ 無理になる
- できるには？ できるようになる

- 違う方法はないよね？ ⇒ 思いつかない
- 違う方法はあるか？ ⇒ 違う方法が思いつく

13. できるための思考

- できることの中でやる
 - できると思ってやる
 - できるためには、何をするかを考える
 - できるまでやる
-
- 100%成功する雨乞い

14. それは課題ではない

- ○○のせいで改善できないと思っている
- 変化させられないこと＝条件
- その条件の中でも、改善できること＝課題

15. NGワードをなくそう

- ～できない
- むずかしい
- 無理
- たいへん
- だから

「ぶれない自分づくり」

- ・必要なことを、必要なだけ取り入れる
- ・ヒントをチームで共有する
- ・お互いに支え合える関係をつくる
- ・悩みが減り、関係が柔らかくなる
- ・利用者により良い支援が届く

最後に

支援者としての矜持

- 虐待を「組織の問題」だけで終わらせない
- 自分の中に専門性・規範・倫理観を育てる
- 暗黙のルールや同調圧力に流されない
- 「私はプロの支援者」という自覚

ご清聴ありがとうございました

【参考文献・参考資料】

- 厚生労働省「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」
- 厚生労働省「令和7年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修 資料・動画」
- 神奈川県「神奈川県版意思決定支援ガイドライン」
- 『はじめて働くあなたへ』／公益財団法人 日本知的障害福祉協会
- 『現場で活かせる意思決定支援』／公益財団法人 日本知的障害福祉協会
- 令和3年度新任職員人権研修『ぶれない自分づくり』 資料・動画